

令和5年度海田町立海田中学校生徒指導規程

1 はじめに

この規程は、本校の教育目標の達成を目指し、生徒が安全でよりよい学校生活を送ることを目的に定めたものである。

2 学校生活に関すること

(1) 登校時刻・欠席・遅刻・早退に関しては次のとおりとする。

- ① 8:15に着席する。8:05には生徒玄関を通過し、8:10には教室への入室を完了して身辺整理を行い、8:15には朝読書始める(8:15のベルが鳴り始めた時点で着席していない場合は遅刻とする)。学校朝会・生徒朝会等、朝の集会活動がある場合は、体育館等の会場に8:10までに集合する。
- ② 遅刻してきた生徒は、必ず職員室に行き、教員に遅刻した旨を報告した後、「遅刻届」を発行してもらい教室にあがる。
- (2) 登校後は無断で校外へ出ない。また、登下校中に商店、飲食店に立ち寄らない。自動販売機も利用しない。
- (3) 菓子、ゲーム、スマートフォン、カッター等の不要物や危険なものを持ってこない。また、不要なお金も持ってこない。
- (4) 学校に持ってくる飲み物は水、お茶、スポーツドリンクとする。ペットボトルを使用する場合は、記名されたペットボトルカバーやタオルで包んだ状態で使用する。
- (5) 指示がある場合を除いて他の教室には入らない。
- (6) 部活動に関しては次のとおりとする。

① 下校時刻は、原則として次のとおりとする。

4月 1日～ 9月30日	18:00完全下校
10月 1日～10月31日	17:30完全下校
2月 1日～ 3月31日	
11月 1日～ 1月31日	17:00完全下校

- ② 活動時間は、平日は2時間以内で週に1日は休み(毎週水曜日)とし、休日は3時間以内で土日のどちらかを休みとする。ただし、練習試合は3時間程度とする。(中体連の大会は除く)
- ③ 大会・行事等の2週間前から放課後30分間の部活動延長を認めることもできる。ただし、2時間程度を越えないこととする。
- ④ 試験週間(中間試験前3日 期末試験前7日)は部活動を行わない。ただし、試験週間でも大会直前であった場合は、ケガ防止を目的とした活動を認めることもできる。
- ⑤ 朝練習は7:45まで部活顧問の指導のもとに行うことができる。開始時刻は、各部活顧問が定めるが、7:00までは外のバスケットボールコート周辺で待機する。

3 服装,身だしなみ等に関すること

(1) 校内では、名札を必ずつける。忘れた場合は教員に申し出て仮名札をつける。

(2) 登下校,学校での学習活動,学校外での学習活動では,学校の定める制服を着用する。ただし,部活動の際は顧問の指示にしたがう。

① 冬服

男子;既定のブレザー・スラックス・ベルト(既定のものか黒で単色,装飾の無いもの)・ネクタイ・白色の長袖シャツ

女子;既定のブレザー・ボックススカートかスラックス・リボンかネクタイ・白色の長袖シャツ・スラックスを履く場合はベルト(既定のものか黒で単色,装飾の無いもの)

② 夏服

男子;既定のスラックス・ベルト(既定のものか黒で単色,装飾の無いもの)・白色の半袖開襟シャツ

女子;既定のボックススカートかスラックス・白色の半袖ブラウス・スラックスを履く場合はベルト(既定のものか黒で単色,装飾の無いもの)

(3) 制服は正しく着用する。

① スカートの丈は、膝頭の下が隠れる状態とする。

② ネクタイ・リボンを忘れた場合は、教員に申し出て貸し出しのものを借りてつける。(必ずその日のうちに返却する)

(4) 体操服は既定のものを着用する。

(5) ソックスは白・黒・紺・グレーとする。ワンポイントは可とするが大きい過ぎないものとする。(くるぶしソックスは不可)

(6) 靴は白色のひも靴とする。運動しやすいものとする。(ワンポイント・ハイカットは不可)

(7) 校舎内では既定の上履きを着用する。忘れた場合は教員に申し出て専用のスリッパを使用する。

- (8) シャツやブラウスの下に着る肌着は白・ベージュ・グレー・黒・紺とし、シャツやブラウスの襟下や袖から出ないようにする。
- (9) 帽子・日傘は5月1日から10月30日まで使用を認めるが華美なものは使用しない。校舎内では使用しない。
- (10) 防寒については次のとおりとする。
- ① ウィンドブレーカーは本校指定のものを着用する。
 - ② 校舎内でのウィンドブレーカーの使用は基本的に禁止する。ただし、部活動時・体育の授業時のウィンドブレーカーの使用については、部活動顧問、体育の教員の指導にしたがう。
 - ③ セーターは、白・黒・紺・グレーの無地（ライン入りやワンポイントは不可）で V ネックとする。また、制服の袖や裾から出さない。教室の外で着用する場合は必ず上着も着用する。
 - ④ 手袋の使用は、登下校時のみとする。（着脱は玄関で行う）
 - ⑤ マフラー・ネックウォーマーは11月1日から3月31日まで使用することができる。色は白・黒・紺・グレーを基調としたものとする。極端に長いものや、大きな物を着用しない。また、顔が隠れないように着用する。（着脱は生徒玄関で行う）
 - ⑥ 女子のタイツ・レギンスは11月1日から3月31日まで使用することができる。色は黒とする。
- (11) 病気・けが等の正当な理由で既定以外のものの着用を希望する場合は、本人と保護者が担任に連絡し、事前に学校と相談する。
- (12) カバンは学校指定の通学バックを使用する。（サブバッグのみは不可）なお、キーホルダーをつける場合は華美でないもの1個までとする。
- (13) 頭髪は、自然の状態の髪型とする。平素から上級学校入学試験や入社試験にふさわしい髪型にする。
- ① 男女の髪型は次のとおりとする。
男子；髪は目・耳・襟にかからない程度で、自然の状態の髪型とし、極端な髪形にしない。
女子；前髪は目にかからない程度で、前髪を留める場合や横髪が前面に垂れるような場合はピン（黒・紺）で留める。肩にかかる場合は、耳上部より低い位置でゴム（黒・紺・茶）で結ぶ。
 - ② 染色・脱色・パーマなどについては禁止する。ただし、くせ毛矯正を目的としたストレートパーマは可とするが、必ず担任に連絡すること。
- (14) 次のことを禁止する。
- ① 化粧類
 - ② マニキュア等
 - ③ ピアス・指輪・ネックレス等の装身具
 - ④ 眉毛・まつ毛の加工等

4 安全に関すること

- (1) 登下校での交通ルール・マナーを守る。
- (2) 自転車通学は禁止する。

5 問題行動への対応に関すること

- (1) 学校における問題行動に対する指導
生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には、「なぜそうなってしまったのか。どんなところが問題であったのか、今後どのように行動すればそのようなことが防げるのか。」等をしっかり振り返らせ、より良い学校生活を送れるように支援することを目的とする。
- (2) 一般的な指導と特別な指導
規則違反を繰り返す行為、または触法行為など問題行動の内容によっては「特別な指導」を行う。「特別な指導」は、原則として学校での指導とする。また、「特別な指導」は別室において、学年や生徒指導主事等からの指導として行うこととする。別室指導の内容や期間は規則違反の程度によって決めることとする。
※ 特別な指導においては、指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入ることができる状態にあることと、教室内の安全・安心が保たれる状態にあることを確認できるまでは、特別な指導を継続する。
※ 教員の指導に従わない時は、家庭に連絡し、保護者に引き取りに来てもらい、自宅で気持ちを落ち着かせて、再登校させることを検討する。

6 その他

- (1) 海田町では平成27年7月7日に児童生徒の健全育成に係わる海田町教育委員会及び海田警察署との相互連絡制度に関する協定書が締結された。この協定に基づいて問題行動等の詳細な状況について学校から警察へ、警察から学校と教育委員会へと緊密に情報提供し合うことが改めて確認されている。
- (2) 生徒指導規程については、生徒には全校集会・学年集会・学級活動等で、また保護者にはPTA総会・懇談会・入学説明会等で説明をし、周知徹底を図る。また、本校ホームページにおいても掲載する。

※この規程は、平成30年4月6日より施行する。ただし、必要に応じて改訂していくものとする。

平成31年2月4日一部改正

令和 3年4月8日一部改正

令和 4年4月7日一部改正

令和 5年4月5日一部改訂